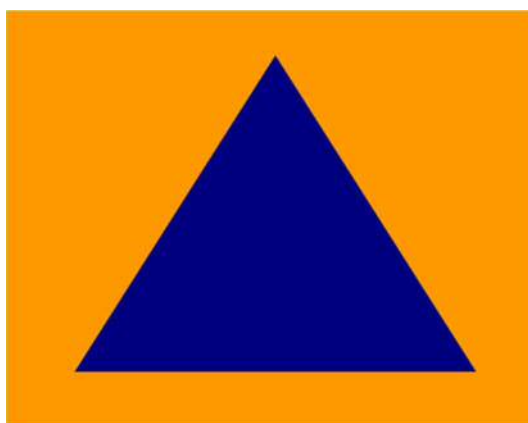


さいたま市国民保護計画



表紙のマークは、国民の保護のための措置を行う組織とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。

ジュネーブ諸条約第一追加議定書で定められている国際的な標章です。

— 目 次 —

第1編 総 則

第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	2
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	3
第4章 市の概況	5
第1節 地理的特性	5
第2節 社会的特性	7
第5章 国民保護の実施体制	9
第1節 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関の責務	9
第2節 関係機関との連携	12
第3節 広域的な応援体制の整備	13
第4節 公共的団体等との協力体制	13
第5節 市民の協力	14
第6節 事業所等との協力関係	14
第6章 市国民保護計画が対象とする事態	15
第1節 武力攻撃事態	15
第2節 緊急対処事態	17

第2編 平時における準備編

第1章 組織・体制の整備	19
第1節 市の体制整備	19
第2節 職員配備計画の作成	20
第3節 情報収集、伝達体制の構築	20
第4節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	20
第5節 交代要員等の確保	21
第6節 消防機関の体制	21
第7節 市国民保護対策本部等の設置場所	21
第8節 国民の権利利益の救済に係る体制整備	22
第2章 警報の住民への周知	23
第3章 避難実施体制の整備	25
第1節 モデル避難実施要領の作成	25

第2節	避難人数の把握	25
第3節	避難指示の周知	26
第4節	避難住民集合場所の指定	27
第5節	避難施設の指定と施設管理者との連絡体制	27
第6節	避難交通手段の選定方法	29
第7節	避難候補路の選定方法	30
第8節	避難住民の運送順序	31
第9節	交通障害物の除去対策	31
第10節	被災者に対する住宅供給対策	31
第4章	緊急物資の備蓄等	33
第1節	緊急物資の備蓄	33
第2節	装備品の整備	34
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等	34
第5章	緊急物資運送計画の策定	35
第1節	運送路の決定基準	35
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	35
第6章	医療体制の整備	37
第1節	武力攻撃災害時における医療体制の基本方針	37
第2節	初期医療体制の整備	37
第3節	後方医療体制の整備	39
第4節	傷病者搬送体制の整備	40
第5節	保健衛生体制の整備	40
第7章	生活関連等施設の管理体制の充実	42
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	42
第2節	核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	43
第8章	文化財保護対策の準備	44
第9章	研修の実施	45
第10章	訓練の実施等	46
第1節	市の訓練	46
第2節	民間における訓練等	47
第11章	市民等との協力関係の構築	48
第1節	消防団の充実・活性化の促進	48

第2節	自主防災組織との協力関係の構築	48
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	48
第4節	市民の意識啓発等	49
第5節	事業者等との協力関係の構築	49

第3編 武力攻撃事態等対処編

第1章	実施体制の確保	50
第1節	全庁的な体制の整備	50
第2節	市国民保護対策本部の組織等	52
第3節	関係機関との連携体制の確保	55
第4節	市民との連携	58
第5節	市国民保護対策本部の廃止	58
第2章	国民保護措置従事者等の安全確保対策	59
第1節	特殊標章等の交付	59
第2節	赤十字標章等の交付	60
第3節	安全確保のための情報提供	62
第3章	住民の避難措置	63
第1節	警報の内容の通知の受入れ・伝達	63
第2節	緊急通報の伝達	64
第3節	避難の指示等	65
第4節	避難住民の運送手段の確保	68
第5節	避難路の選定と避難経路の決定	69
第6節	避難路の交通対策の実施	69
第7節	避難誘導の実施	69
第8節	避難の指示の解除	75
第4章	避難住民等の救援措置	76
第1節	救援の協力要請等	76
第2節	救援の実施	76
第5章	武力攻撃災害への対処措置	86
第1節	対処体制の確保	86
第2節	応急措置等の実施	86
第3節	保健衛生対策の実施	90

第4節	動物保護対策の実施	90
第5節	廃棄物処理対策の実施	91
第6節	文化財保護対策の実施	91
第6章	情報の収集・提供	92
第1節	被災情報の収集・提供	92
第2節	安否情報の収集・提供	92
第3節	国民保護措置従事者の安否情報の把握	95

第4編 市民生活の安定編

第1章	物価安定のための措置	96
第2章	避難住民等の生活安定措置	98
第3章	生活基盤等の確保のための措置	99
第4章	応急復旧措置の実施	100

第5編 財政上の措置編

第1章	損失補償等	101
第1節	損失補償	101
第2節	総合調整及び指示に係る損失の補てん	101
第2章	損害補償	102
第3章	被災者の公的徴収金の減免等	103
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	104

第6編 緊急対処事態対処編

第1章	緊急対処事態	105
第2章	想定する緊急対処事態	106

【参考】用語集		107
----------------	--	-----

第1編 総則

第1編 総則

第1章 計画策定の目的

市は、武力攻撃事態や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を実施する重要な責務を担うことになる。

国民保護措置を果たしていくためには、平素から国、県、指定公共機関・指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態や大規模テロ等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

本計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等への影響を最小とするために、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安心・安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じて計画の見直しを行う。

見直しに当たっては、さいたま市国民保護協議会の意見を尊重し、広く市民及び関係者の意見を求めるものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第二次世界大戦から 70 年以上が経過し、冷戦の終結により世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。

そうした中、平成 13 年 9 月 11 日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。

しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

このような状況を踏まえ、平成 15 年 6 月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成 16 年 6 月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備された。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

市は、本計画を策定するに当たり、基本的な考え方を以下のとおりとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問い合わせに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

3 情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示等の国民保護措置に関する情報を正確かつ迅速に伝達するための、体制や実施方法の確立を図る。

4 国民保護措置実施体制の確立及び連携

国民保護対策本部の設置による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

5 市民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

- 7 要配慮者等への配慮
高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。
- 8 国際人道法の的確な実施の確保
国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- 9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。
- 10 準備体制の充実
武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実に努める。
- 11 外国人への国民保護措置の適用
市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 市の概況

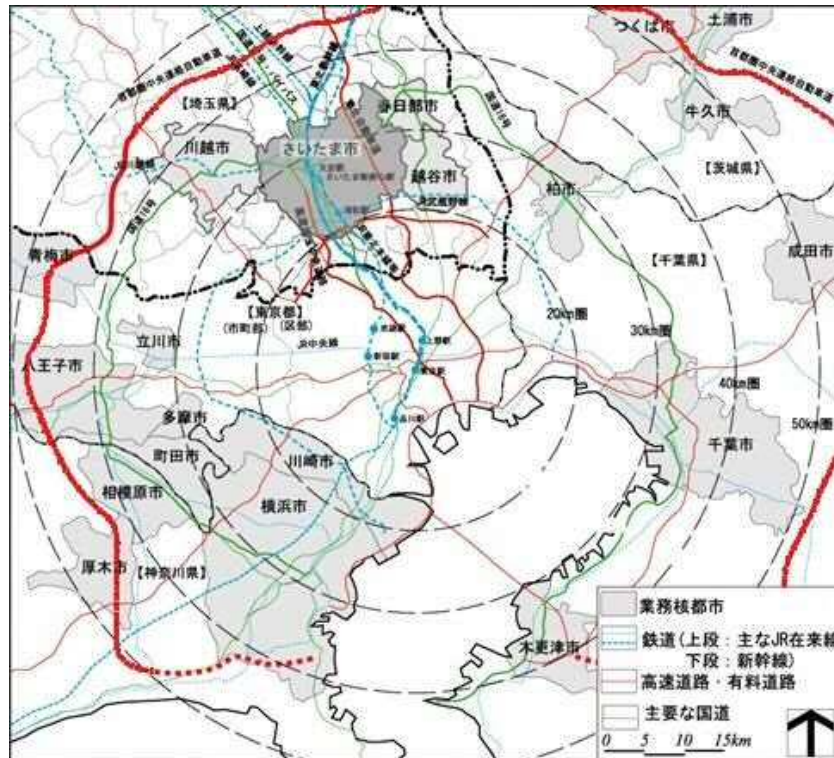
第1節 地理的特性

1 位置

本市は、埼玉県南部に位置し、都心から20～30km圏内にあり、市の区域は、東西に19.6km、南北に19.3kmの広がりを持ち、面積は217.43㎢である。

東は春日部市、越谷市に、西は川越市、富士見市、志木市、朝霞市、南は川口市、蕨市、戸田市に、北は上尾市、蓮田市、白岡市に接している。

【さいたま市の位置図】



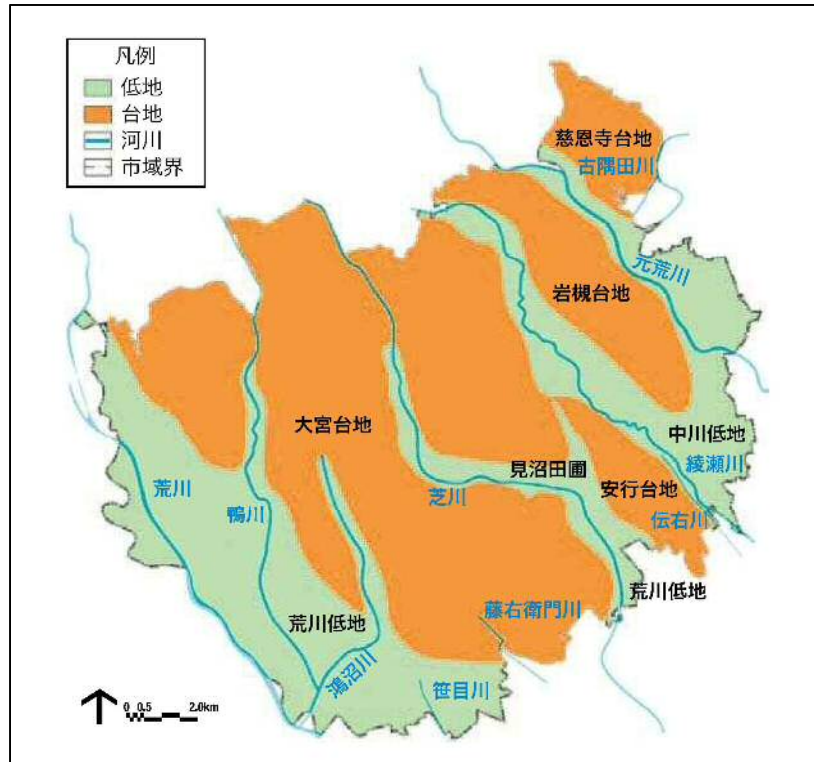
参考：首都圏白書

注：市域に色のついている都市は、首都圏基本計画における業務核都市

2 地形

本市は、関東ローム層の堆積した台地と河川の浸食により形成された河川低地からなる内陸都市である。標高は、3mから20mで、全体的には高低差が少ない平坦な地形で、市内には、荒川、鴨川、鴻沼川、芝川、綾瀬川、元荒川などの河川が流れている。

【さいたま市の地形】

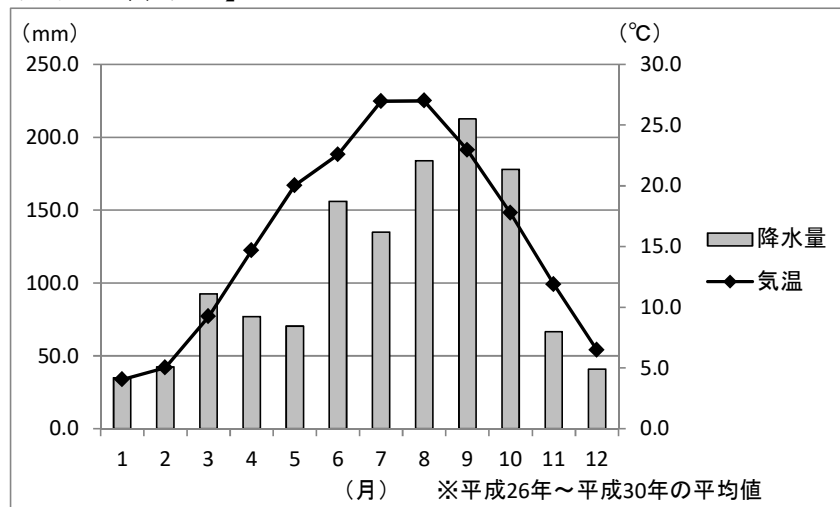


出典：埼玉県の地形区分と名称図（1975 村本達郎氏による）を基に作成

3 気候

本市は、太平洋側気候から、夏は高温多湿で、冬は乾燥し快晴が続く、降水量は比較的少ない。全体としては、穏やかで住みやすい気候となっている。

【月別平均気温と降水量】



第2節 社会的特性

1 人口分布

(1) 人口

本市の人口は、1,314,146人で、全国で9番目の人口を擁するとともに、埼玉県人口の約17.9%を占めている。

人口密度は、6,044.0人/km²、65歳以上の高齢者の占める割合は、22.9%となっている。

【年齢別人口及び比率（令和2年1月1日現在）】

年齢	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）
14歳以下	88,287	83,603	171,890	13.1%
15～64歳	430,735	409,953	840,706	64.0%
65歳以上	134,612	166,938	301,550	22.9%
人口総数	653,652	660,494	1,314,146	100%

※在留外国人を含む

(2) 流出人口

平成27年国勢調査では、市外への通勤・通学者は、312,474人となっている。

(3) 外国人

在留外国人は26,978人となっている。

【外国人人口（令和2年1月1日現在）】

外国人のみの世帯	混合世帯	人口総数（人）	男（人）	（女）
13,694	5,664	26,978	12,926	14,052

2 交通網

(1) 鉄道

本市内鉄軌道は、東北、山形、秋田、北海道、上越及び北陸新幹線、また、宇都宮線（東北本線）、高崎線、京浜東北線、川越線、武蔵野線、埼京線、東武野田線（東武アーバンパークライン）、埼玉新都市交通伊奈線・ニューシャトル及び埼玉高速鉄道線（地下鉄7号線）が整備され、

特に大宮駅は、新幹線 6 路線を含む鉄道の結節点であり、東日本の鉄道交通の要衝となっている。

(2) バス

本市のバス路線網は、4 社の乗合バス事業者が 246 系統（平成 29 年度末現在）の路線を運行している。

なお、他に市のコミュニティバスが、6 系統運行している。

(3) 道路

本市の主要な道路網は、南北方向に高速道路として東北自動車道・首都高速埼玉大宮線、一般国道として、17 号・122 号、主要地方道として川口上尾線（産業道路）・さいたま川口線（第二産業道路）等が、又東西方向には、高速道路として東京外環自動車道・首都高速埼玉新都心線、一般国道として 16 号・298 号・463 号、主要地方道としてさいたま春日部線等の広域幹線道路及び市内幹線道路等により形成されている。

3 自衛隊施設

市内には、陸上自衛隊大宮駐屯地、自衛隊埼玉地方協力本部が所在している。

第5章 国民保護の実施体制

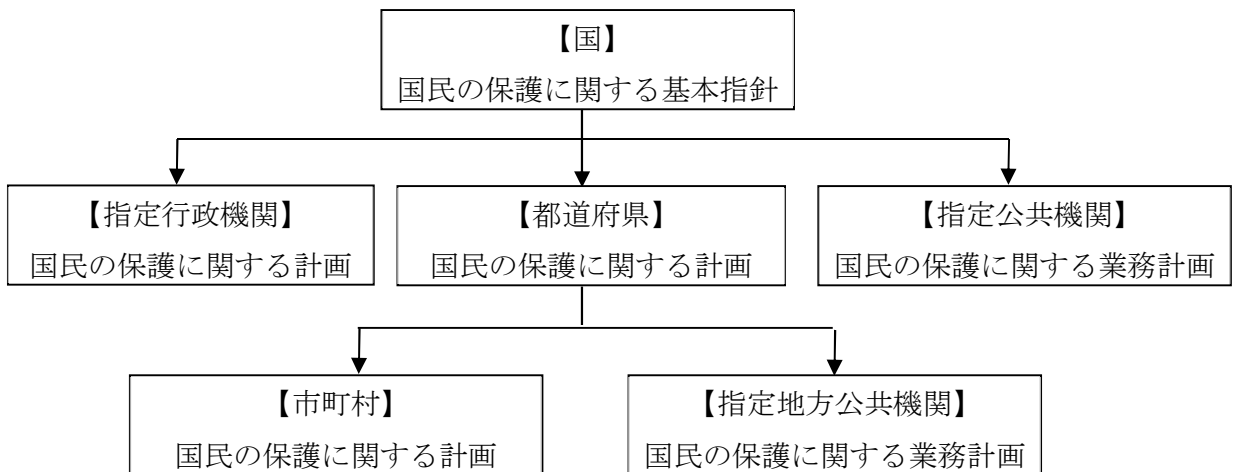
国民保護措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。

この基本指針に基づき、指定行政機関及び都道府県は国民の保護に関する計画を、指定公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成することとされている。

さらに、都道府県の国民の保護に関する計画に基づいて、市町村は国民の保護に関する計画を、指定地方公共機関は国民の保護に関する業務計画を作成することになる。

市は、基本指針及び「国民保護に関する埼玉県計画」（以下「県国民保護計画」という。）に基づき、「さいたま市国民保護計画」（以下「市国民保護計画」という。）を策定し、国、県、その他関係機関と連携・協力して、迅速・的確に国民保護措置を実施する。



第1節 国、県、市、指定公共機関・指定地方公共機関の責務

市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

1 市の責務

(1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市長は、県国民保護計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

2 市が実施する措置

- (1) 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- (2) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- (3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (4) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- (5) 武力攻撃災害の復旧に関する措置

<参 考>

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること。

(2) 国が実施する措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示、生活関連等施設の安全確保に関する措置、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止

するための措置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置、被災情報の公表その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

- ④ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する措置

- ① 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

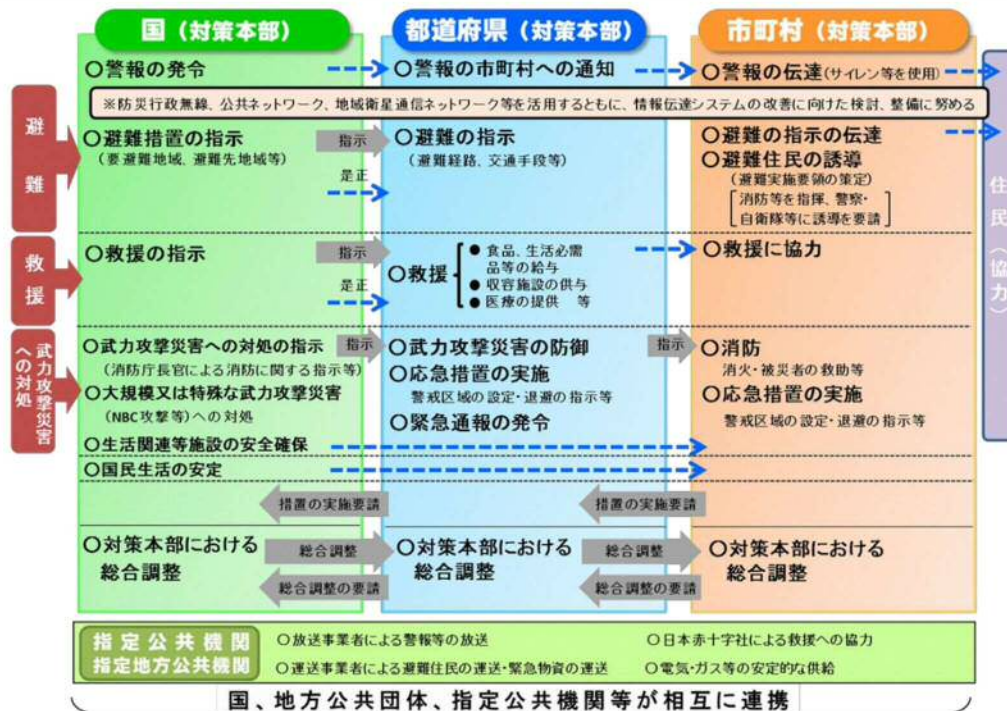
指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送
- ③ 医療事業者

- 医療の実施
- ④ ライフライン事業者
電気、ガス等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保
- ⑥ 日本郵便株式会社並びに一般信書便事業者
郵便及び信書便の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



出典：総務省消防庁ホームページ

第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからない。このため、市はいつでも速やかに国民保護措置が実施できる体制を整備する。

また、市は、武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなど、円滑な運営体制の整備を図る。

【関連資料】

- 資料 1－1 県・市町村国民保護担当部署
- 資料 1－2 消防機関担当部署
- 資料 1－3 指定行政機関担当部署
- 資料 1－4 指定地方行政機関担当部署
- 資料 1－5 指定公共機関担当部署
- 資料 1－6 指定地方公共機関担当部署

第 3 節 広域的な応援体制の整備

1 他の市町村との連携

武力攻撃事態等の発生時には、市の区域・県の区域を越える広域的な避難や救援が想定される。

こうした事態に備え、他市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、あらかじめ他市町村と相互に市の区域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結するなど、相互の連携・協力体制を整備する。

また、多数の避難住民を受け入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互に統一性を確保する。

2 九都県市における連携

埼玉県は、東京に隣接しており、本市からも毎日 30 万人を超える市民が通勤・通学をしている。東京で武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合の通勤・通学者の避難や救援等に関する連携及び協力体制について、検討を行う。

3 消防機関の連携

市は、消防活動が円滑に行われるよう、他の消防機関との応援体制の整備及び必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

第 4 節 公共的団体等との協力体制

市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合、社会福祉協議会や障害者団体等のような公共的団体との協力は重要である。

市は、公共的団体等との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図る。

第5節 市民の協力

市は、武力攻撃事態等が発生した場合、警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられることから、市民相互の協力組織やボランティア等を育成していく。

一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努め、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

また、二次災害を避ける意味からも、市が、市民に協力を求める場合には、安全確保に十分配慮する。

第6節 事業所等との協力関係

多くの従業員が従事する大規模事業所や、市民及び他市町村からの多数の利用者が滞在する大規模集客施設については、武力攻撃事態等において、より迅速な対応が必要である。

また、同時に、従業員等による住民等の避難誘導や救援について協力が必要になると考えられる。

このため、市は、こうした事業所や施設の管理者等と相互の連携を密にし、協力体制の整備に努める。

第6章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態

市国民保護計画では、武力攻撃事態として、基本指針において想定されている以下の4事態を対象とする。

1 着上陸侵攻の場合

(1) 特徴

- ① 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

- ② 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ③ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(2) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(1) 特徴

- ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。

したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。

また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

（２）留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市、消防局、県、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。

事態の状況により、知事は緊急通報を発令し、市長又は知事は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う必要がある。

３ 弾道ミサイル攻撃の場合

（１）特徴

① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

② 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限化され、家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。

（２）留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、県及び市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。

NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

４ 航空攻撃の場合

（１）特徴

① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。
また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(2) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第2節 緊急処理事態

市国民保護計画では、緊急処理事態として、基本指針及び県で想定する事態を参考とし、第6編第2章で示す事態を想定する。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象例として想定されている。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

② 留意点

ア 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

① 事態例

ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破

イ 列車等の爆破

② 留意点

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- エ 水源地に対する毒素等の混入

② 留意点

ア 放射能の拡散

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。

小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

ウ 化学剤による攻撃

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

① 事態例

- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- イ 弾道ミサイル等の飛来

② 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平時における 準備編

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくために、関係機関が武力攻撃等に関する情報を共有化し、速やかに実施体制を立ち上げ、一体となってそれぞれの役割分担の下に、国民の保護のための措置を実施していく必要がある。

このため市は、国や県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から整備する。

第1章 組織・体制の整備

第1節 市の体制整備

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示が時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合でも、事態の推移に応じて迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておかなければならない。

このため市は、消防局と連携を図り、当直体制等の強化を行うなど、常時市長及び危機管理幹部職員等に情報伝達ができる24時間即応可能な体制を整備する。

1 危機管理幹部職員等の即応時体制の整備

武力攻撃事態等発生時に、市長を補佐し迅速かつ適切な初動対応を行うため、危機管理幹部職員が市庁舎近隣に居住するとともに、関係職員による迅速な参集体制を図る。

2 休日・夜間の当直体制の整備

24時間体制の充実を図るため、市職員が当直を行う。

3 幹部職員等への連絡手段の整備

市は、緊急連絡網の整備、職員参集システムの運用等により、市国民保護対策本部等の部長、危機管理部職員等の参集のための連絡手段を確保する。

なお、その他の職員には、必要に応じて連絡手段の整備を進める。

4 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

第2節 職員配備計画の作成

市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）の各部の部長は、それぞれ部の担当業務を遂行するため、職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。

なお、配備計画には、市国民保護対策本部等の部長等、市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合に備え、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、代わりに参集すべき職員について定めておく。

第3節 情報収集、伝達体制の構築

市は、被災情報の収集、整理及び県への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努める。

また、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em－Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努める。

第4節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し、提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努める。

- 1 安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- 2 安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先）について、あらかじめ把握する。

第5節 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について、あらかじめ定めておく。

- 1 交代要員の確保
- 2 食料、燃料等の備蓄
- 3 自家発電設備の確保
- 4 仮眠設備等の確保

第6節 消防機関の体制

1 消防局及び消防署における体制

消防局及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防局及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

消防局は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことになることから、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、消防局は、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防局は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第7節 市国民保護対策本部等の設置場所

市は、市国民保護対策本部等を消防庁舎3階の災害対策室に設置する。ただし、被災の状況により、設置できない場合は、バックアップ機能を備えた代替施設として、さいたま市防災センターを市国民保護対策本部等とし、各部は本庁舎近傍の公共施設や区役所を代替施設とする。

また、市の区域外への避難が必要で、市の区域内に市国民保護対策本部等を設置することができない場合には、知事と設置場所について協議を行う。

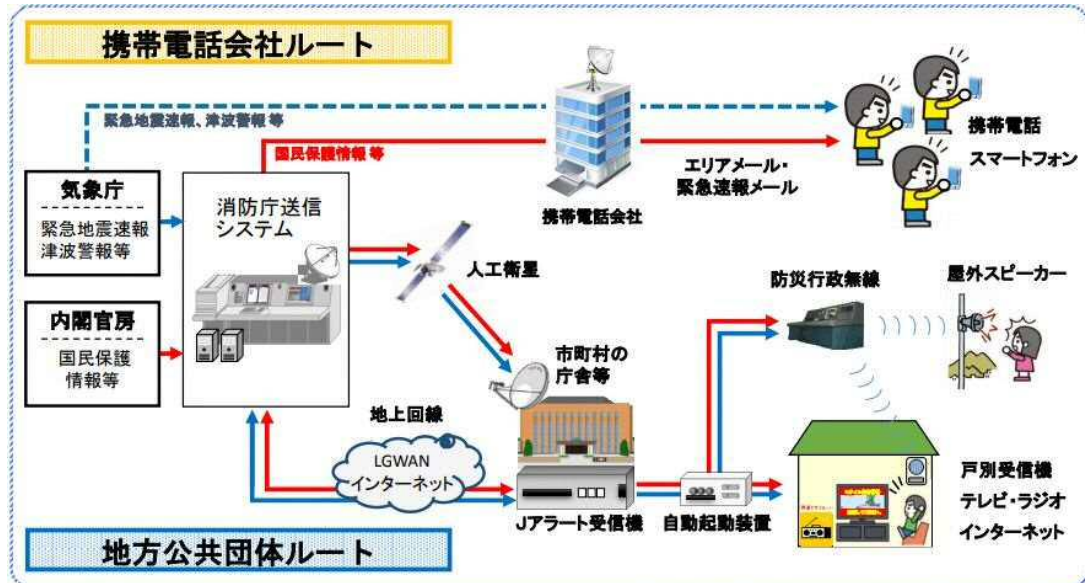
第8節 国民の権利利益の救済に係る体制整備

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する体制を整備する。

第2章 警報の住民への周知

- 1 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を検討するなど、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要】



出典：総務省消防庁ホームページ

- 2 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線の放送、緊急速報メールの配信や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。

なお、関係団体との協力体制を構築するなど、特に高齢者、障害者等の要配慮者、及び外国人等に対する伝達に配慮する。

- 3 市は、地域におけるケーブルテレビ会社及びFM放送事業者と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。

- 4 市は、学校、病院、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他多数の者が利用する施設に警報が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。

特に、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等との連絡体制を整備し、園児・児童・生徒の安全確保に配慮する。

- 5 市は、外国人への周知を図るため多言語の広報文案を作成するとともに、外国語の広報に協力を得られる人材の確保に努める。

第3章 避難実施体制の整備

第1節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領の作成

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して、ホームページ等により周知する。

なお、避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮する。

【避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 事態の状況、避難の必要性
- (2) 避難誘導の方法
- (3) 各部の役割
- (4) 連絡・調整先
- (5) 避難住民の受入・救援活動の支援
- (6) その他留意する事項

第2節 避難人数の把握

1 町丁別の人口等の把握

市は、住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。

そのため、市はあらかじめ町丁別の人口、自治会ごとの世帯数（可能な場合は、人口についても把握する。）及び自治会・自主防災組織等の連絡先を把握する。

また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。

2 要配慮者の把握

(1) 病院入院患者数と社会福祉施設入所者数について

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努める。

(2) 在宅の要配慮者について

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。

(3) 外国人の人数等について

市は、市内に滞在する外国人の人数（言語別）の把握に努める。

第3節 避難指示の周知

1 住民への周知方法、周知内容

(1) 住民への周知方法

- ① 市は、防災行政無線の放送、緊急速報メールの配信や広報車の使用、自治会組織や大規模集合住宅等の管理組合を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。
- ② 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を検討するなど、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。
- ③ 市は、学校、駅、大規模集客施設、官公庁、事業所その他多数の者が利用する施設に避難の指示が周知できるよう、その伝達方法について事業主等と協議してあらかじめ定めるよう努める。
特に、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等との連絡体制を整備し、園児・児童・生徒の安全確保に配慮する。

(2) 要配慮者への周知方法

- ① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等
市は、管轄する地域の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の指示の周知方法について定めるよう努める。
また、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努めるものとする。
- ② 在宅の要配慮者への周知方法
市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備する。
- ③ 外国人への周知方法
市は、外国人への情報伝達のため、法務省東京入国管理局さいたま出張所、独立行政法人国際交流基金日本語国際センター、(社)さいたま観光国際協会国際交流センター及び外国人団体等と連携することにより、広報内容の多言語化を図り、防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等、外国人への情報伝達体制を整備する。

(3) 周知内容

市は、主に以下の事項を、避難住民へ周知する。

- ① 避難指示の理由
- ② 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ③ 住民の避難先となる地域（避難先地域）
- ④ 避難施設
- ⑤ 主要な避難の経路
- ⑥ 避難のための交通手段、集合場所
- ⑦ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

第4節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、自治会や事業所単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道運送の拠点やバス運送の拠点に移動したほうが、お互い助け合うこともでき、また家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定する。

- (1) 市地域防災計画に一時避難場所として指定されている場所
- (2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所

2 避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により住民に周知する。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

第5節 避難施設の指定と施設管理者との連絡体制

1 避難施設の指定

市長は、あらかじめ以下の基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定する。

また、市長は指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めるものとする。

【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

また、施設の管理者は、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加えるときには、市に届け出なければならない。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。また、各避難施設の管理者との連絡体制を整備する。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、避難施設の運営マニュアルの整備や、避難施設の運営について、住民への周知に努める。

なお、避難所の開設・運営の方法等については、さいたま市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）を準用する。

4 避難施設の周知

市は以下の方法等により避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。また、外国人にも周知を図るため、多言語による広報を行うように努める。

- (1) 広報紙
- (2) 避難施設マップの作成及び配布
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

＜参考＞国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)

第6節 避難交通手段の選定方法

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。

自家用車の使用については、避難先、避難時間の長短等を考慮して使用を認める。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用する。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領に定め、住民に周知する。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道

市は、市の区域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握する。

(2) バス

市は、市の区域内におけるバス事業者の輸送能力、連絡先について把握する。

また、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握する。

(3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。

協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努めるものとする。

(4) 市が保有する車両

市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。

なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。

(5) 要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。

第7節 避難候補路の選定方法

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。また、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路を次の基準により（以下「候補路」という。）定めておく。

(1) 県が指定した候補路に接続する主要な道路

(2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路

① 第2編第3章第5節に規定する避難施設

② 市防災活動拠点

③ 市臨時ヘリポート

(3) 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市は、候補路を定めようとするときには県と協議するとともに、警察と調整する。

なお、候補路を決定した場合には、県、警察、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知する。

また、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられる。自衛隊との調整は主に県で行うため、市はあらかじめ県の連絡窓口、連絡方

法等を把握するとともに、県との連絡が途絶した場合等に備え、自衛隊駐屯地等との直接の連絡体制についても確保する。

第8節 避難住民の運送順序

避難住民の運送は、原則として次の順序で行う。

- 1 重病者、重傷者、障害者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

第9節 交通障害物の除去対策

武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

このため市は、市道における障害物除去のため、必要な資機材の整備に努める。

なお、除去作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係団体に協力を要請するなど、武力攻撃事態等における障害物の除去、応急復旧に備える。

第10節 被災者に対する住宅供給対策

武力攻撃災害等の発生時には家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの住宅を確保できない多くの被災者が出ることが予想される。

そのため市は、市地域防災計画 震災対策編に準じ被災者に対する住宅供給対策について定める。

なお、その際には、高齢者や障害者等要配慮者対策について、配慮する。

1 避難住民等住宅供給計画の策定

市は、公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与及び応急仮設住宅等の整備に関し、以下の事項について定める。

- (1) 公営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅等の入居基準
- (2) 要配慮者に対する配慮
- (3) 応急仮設住宅等の着工時期
- (4) 応急仮設住宅等の管理

2 応急仮設住宅等の整備

市は、応急仮設住宅等の迅速な供給を行うための体制を整備する。

(1) 応急仮設住宅等建設予定地の選定

建設予定地については、主に以下の基準により選定する。

【選定する基準】

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 居住地域と隔離していない場所

建設予定地は原則として県有地、市有地とするが、状況により私有地に設置しようとする場合には、地権者等との間に協定を結ぶなどの方法を講ずる。

(2) 資機材の調達・人員の確保等

市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資機材等の調達が円滑に進むように、武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努める。

第4章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めるが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取り組みでは限界があり、市民自らの取り組みも必要である。

このため、備蓄に当たっては、市、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、市地域防災計画上の備蓄品、給水体制を利用するが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受け入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図る。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討する。

【関連資料】

資料3-1 緊急物資備蓄状況

2 備蓄品の管理

市は、備蓄品の品目及び数量等を把握し、備蓄品の計画的な入れ替えを実施することにより、品質管理及び機能の維持に努める。

拠点備蓄倉庫は以下のとおりとする。

- (1) 広域拠点備蓄倉庫
- (2) 大宮災害対策庫
- (3) 防災センター
- (4) 大宮区役所倉庫
- (5) 与野災害対策庫
- (6) 記念総合体育館倉庫
- (7) 本庁舎地下倉庫
- (8) 市営浦和駅東口駐車場倉庫
- (9) 武蔵浦和ラムザタワー駐輪場倉庫
- (10) サウスピア地下倉庫

- (11) 美園備蓄倉庫
- (12) 岩槻馬込民間倉庫

第2節 装備品の整備

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされているが、市においても、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、定期的に点検し、整備する。

2 ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

3 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

第5章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することになる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定める。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) 着岸施設を利用した河川運送
- (3) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送路の障害物除去

緊急物資運送路の障害物除去の準備は、第2編第3章第9節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定

支援物資集積場は以下のとおりとする。

さいたま市広域拠点備蓄倉庫	発災初期に、県内自治体などの近隣からの支援物資を受け入れ、避難所に供給
さいたま市災害時支援物資輸送拠点	県（国からのプッシュ型の支援含む）からの支援物資を受け入れ、避難所に供給 ※国からのプッシュ型支援：発災後3日目までに輸送

出典：さいたま市地域防災計画（共通編）（平成30年3月）

ただし、施設や交通被害が著しく、その機能を果たせない場合には、避難施設への交通の利便性が高い他の公共施設を選定する。

<参 考>県の応援物資の受入れ体制

県は、他の地方自治体、国民、企業等からの応援物資を、直接避難施設へ運送するのではなく、まず原則として以下の大規模な物資集積地で受け入れ、その後ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

- 防災基地
- 防災拠点校
- 大規模施設(さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002)

2 情報提供体制の整備

市は、応援物資受入れに関する情報の提供方法について定めておくなど、情報提供体制の整備に努める。

3 仕分け、配送体制の整備

市は、物資集積地における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努める。

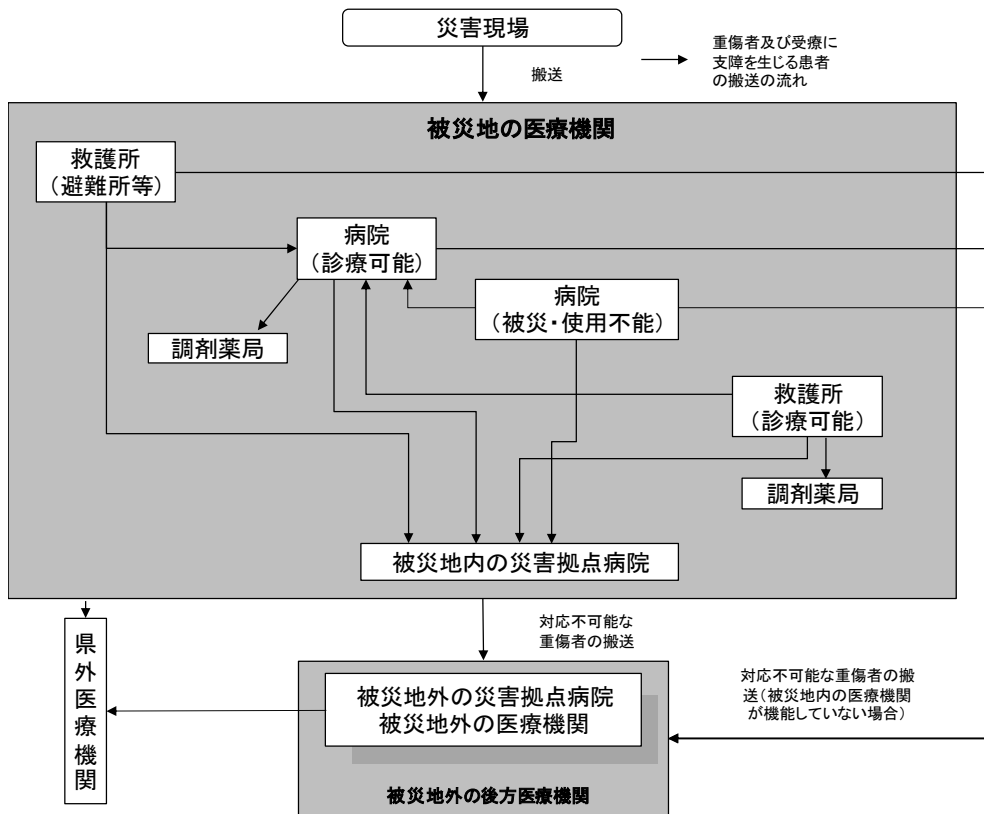
第6章 医療体制の整備

第1節 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講ずる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講ずる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携させて行っていく。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮する。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第2節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃災害の発生時は、多数の負傷者等が出ることが予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため市は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期すものとする。

- (1) 救急救助応援体制の確保
武力攻撃災害発生時には、消防局では対処できない場合も考えられる。
このため、救急救助に関する相互応援体制を整備する。
- (2) 救急資機材等の整備
高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。
- (3) 応急手当用品の確保
多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。
- (4) トリアージ訓練の実施
多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重症度に応じて治療の優先順位を決定(トリアージ)することとなる。救急医療機関等までの搬送、又は医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させる。
- (5) 住民に対する応急手当普及啓発の推進
市は、武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当をできるように救命講習を実施する。

2 医療救護班の編成等

- (1) 医療救護班の編成
 - ① 医療救護班の編成・出動手順の策定
市は、あらかじめ医師会、歯科医師会、薬剤師会、(社)埼玉県看護協会等と協議し、事前に以下の項目について定めておく。
 - ア 救護班の編成方法
 - イ 救護班の出動手順
 - ウ 救護班の行う業務内容(トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等)
 - ② 連絡窓口等の把握
市は、あらかじめ関係機関の連絡先を把握するとともに、要請等の手続について定める。
- (2) 医療救護所設置及び運営について
市は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、(社)埼玉県看護協会等と協議し、事前に以下の項目についてあらかじめ定めておく。
 - ① 救護所の設置場所

- ② 救護所の運営方法
- ③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 NBC災害への対処体制の整備

市及び消防局は、核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、以下の事項に留意の上、体制の整備を進める。

(1) NBC災害対処資機材の整備、知識の習得

武力攻撃の中でも特にNBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合には、各機関は特殊な装備をもって現場に臨む必要がある。

このためNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質（サリン等）の特徴、特性等について知識の習得に努める。

(2) 関係機関との連携体制の整備

NBC災害に関し、県、警察、自衛隊、医療関係機関、国の専門研究機関との連携に努め、武力攻撃災害発生時における資機材の応援や専門職員の派遣について事前に協議するなど、連携体制の整備に努める。

なお、各機関の対応能力を超えると判断される場合には、市は県を通して緊急消防援助隊及び自衛隊に派遣を要請する。

このため、連絡先と派遣の要請手順について把握する。

第3節 後方医療体制の整備

市は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や、高度救命措置が必要な患者を受け入れる後方医療体制の整備に努める。

1 後方医療体制の整備

県は、県地域防災計画に規定する災害拠点病院を武力攻撃災害発生時における後方医療体制の中核的な医療機関とし、活用することとしている。

このため、市は、医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者や高度救命措置が必要な患者を受け入れる後方医療体制の整備について、県と連携を図る。

また、市は、県と協力しNBC災害に的確に対処していくため、必要な人材の育成や資機材の整備等機能の強化について、今後関係機関と協議しながら進めていくとともに、連携体制の整備に努める。

【関連資料】

- 資料3-2 災害拠点病院・救命救急センター・感染症指定医療機関・周産期母子医療センター

第4節 傷病者搬送体制の整備

1 搬送先順位、経路の決定

消防局は、医療機関の災害時の収容体制、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定する。

また、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路・方法を複数検討する。

2 民間事業者との協力

市は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防局だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、民間の患者等搬送事業者等と、傷病者搬送体制の協力体制を構築に努める。

3 広域搬送体制の整備

市及び消防局は、市内救護医療機関で対応できない傷病者を、市外・県外の高度医療機関へ搬送する。搬送に当たっては、必要に応じて、県にヘリコプター等での搬送を要請する。

第5節 保健衛生体制の整備

1 健康管理・相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健所、保健センター及びこころの健康センターが協力して避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難施設が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。

2 防疫活動体制の整備

市は、被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれがあるため、保健所を中心に感染症等の防止措置や被災者に対する防疫活動体制を整備する。

3 飲料水衛生確保対策

(1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

(2) 市は、市地域防災計画に準じて、水道水の供給体制を整備する。

- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理など、市だけでは対応できないことが考えられる。このため市は、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、埋・火葬対策を実施していくものとする。

- (1) 通常使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行う事が不可能となった場合、近隣の火葬場を有する市町村に依頼して、広域的に火葬を行う。
- (2) 縁故者の判明しない焼骨については、既存の葬祭施設を活用し一時保管をするとともに寺院等に一時保管を依頼し、縁故者が判明次第引き継ぐものとする。
無縁の焼骨は、さいたま市営墓地に仮収蔵する。
- (3) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。

【関連資料】資料3-5 県内に所在する火葬場

第7章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

市は、国民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取り扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対応に関して、以下のとおり定める。

【関連資料】 資料4-1 生活関連等施設、危険物質等の定義

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、消防局及び県と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を共有する。

なお、情報の管理には万全を期すものとする。

(1) 生活関連等施設

- ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
- ② 施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取り扱い施設の状況

- ① 危険物質等取り扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
- ② 危険物質等取り扱い施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連等施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

また、市は、国の定める施設の安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のための措置を行う。

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

3 危険物施設に関する住民への連絡体制の確立

危険物施設が被災した場合に備え、市は、関係する自治会、学校、大規模集客施設等との連絡体制を確立する。

第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

核燃料物質、放射性同位元素（以下「核燃料物質等」という。）の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については、一部県及び保健所設置市が所掌）であるが、市及び消防局は市内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設（以下「核燃料物質等使用施設」という。）の所在等を把握するとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握する。

【関連資料】

資料4-5 核燃料物質等に関する国の専門機関連絡窓口一覧

第8章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、市内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握する。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。

- (1) 文化庁及び県の担当部署
- (2) 重要文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、重要文化財等の保護のための対応マニュアルを作成し、訓練を実施する。

第9章 研修の実施

市は、職員が国民保護措置の実施に必要な知識を習得できるように、国や県における研修を有効に活用するなど職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

第10章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携して対処しなければならない。

そのため、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図るため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。

なお、訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。

第1節 市の訓練

市は、市国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施する。また、国や県、近隣市町村との合同訓練の実施に努める。

1 実動訓練

(1) 訓練の種類

① 非常参集、市国民保護対策本部等設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、市国民保護対策本部等の設置及び運営に関する訓練を行う。

② 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線、広報車の使用及び自治会等を通じた伝達などあらかじめ本計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

③ 避難誘導訓練

警察等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

④ 避難住民の救援訓練

警察等関係機関や住民の参加と協力を得て、炊き出し等の避難住民の救援訓練を行う。

2 図上訓練

(1) 訓練の種類

① 情報収集伝達等訓練

関係機関からの情報の収集や市国民保護対策本部等における意思決定訓練を行う。

第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練への支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があったときには、職員の派遣など必要な支援を行う。

また、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

2 学校、病院、社会福祉施設、大規模集客施設等の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等

(1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。
特に、保育園、幼稚園、小学校及び中学校等の管理者は、マニュアルを策定するものとする。

(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、消防・警察等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第11章 市民等との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、消防局は、住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域は自分たちで守るという観点から、本市では自治会単位として組織化されている。

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織会長や自治会長等を中心とした避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、協力関係の構築に努める。

1 市が実施する支援等

- (1) 技術的指導の実施
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 補助金の交付及び資機材等の整備
- (4) 自主防災組織のネットワーク化

2 自主防災組織に協力を求める事項

- (1) 住民の避難に関する訓練への参加
- (2) 避難住民の誘導への協力
- (3) 救援への協力
- (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (5) 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市はボランティアに対して、その安全の確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、社会福祉協議会及び県、日本赤十字社埼玉県支部などと連携し、その受入れ体制を整備するとともにボランティアの育成、確保を図る。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮するものとする。

【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合に、避難等を円滑に実施し、被害を最小限にするためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけるとともに、市民の自主的な協力が必要である。

そのため市は、平素から国民保護措置の重要性について、広報紙、パンフレットの配布、インターネット等の様々な媒体の活用及び研修会、講演会等の実施により意識啓発を行い、理解を深める。

第5節 事業者等との協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、事業者に対して、その安全確保に十分配慮しながら以下に掲げる協力を求める場合もある。

このため市は、訓練等を通じて事業所等との協力関係を構築するとともに、従業員における人材の把握等に努める。

【事業者に協力を求める事項】

- 1 住民の避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、傷病者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

**第 3 編 武力攻撃事態等
対処編**

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民の保護のための措置を迅速かつ的確に実施しなければならない。

また、他の都道府県において被害が発生している等の情報が提供された場合においても、事案発生時に対応できるよう、初動体制を強化しておくことが必要となる。

そのため、情報の的確な伝達や市国民保護対策本部等の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の武力攻撃災害への対処に関する措置を実施して、被害の拡大防止に全力を挙げなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定する。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 危機対策本部等の設置

(1) 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合（「予測される場合」を含む。）において、市としての確かつ迅速に対処するため、さいたま市危機管理指針に基づく諸計画により、危機対策本部等を速やかに設置する。

(2) 市は、危機対策本部等を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡する。

(3) 危機対策本部等は、消防局及び警察等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

2 事態認定前における初動措置

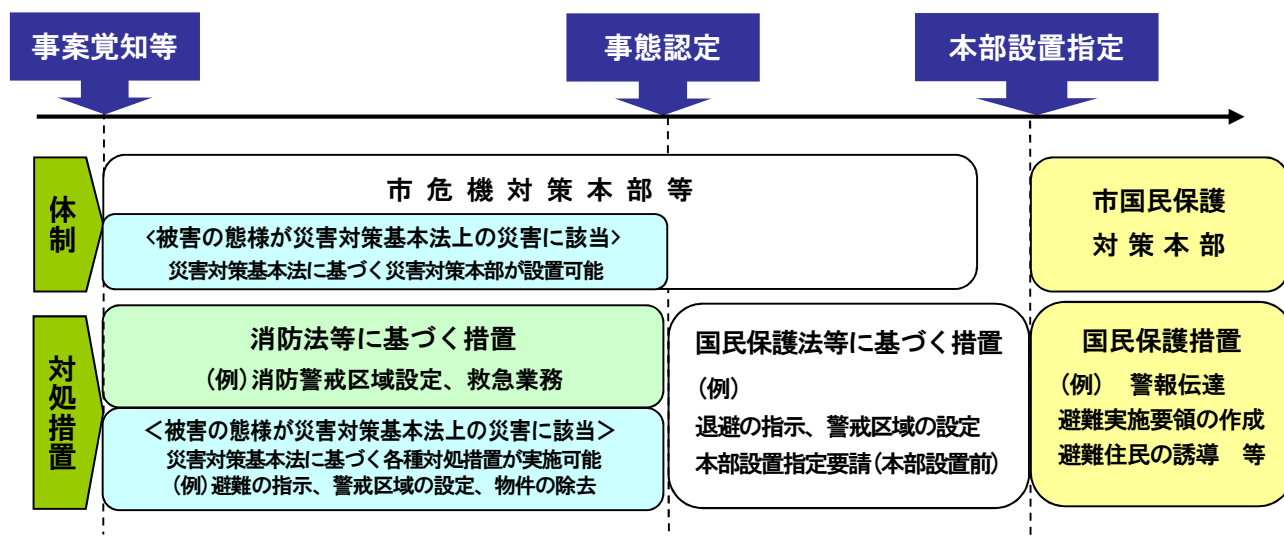
市は、危機対策本部等において、各種の連絡調整に当たるとともに、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請する。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置すべき市の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行い、市国民保護対策本部の設置の指定を要請する。

3 市国民保護対策本部の設置と職員の配備

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）を経由して市国民保護対策本部の設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。（事前に危機対策本部等を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替える。）



第2編第1章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行う。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。

《非常参集場所》

- (1) 市役所
- (2) 現地対策本部が設置される事務所
- (3) 区役所
- (4) 公共施設

なお、非常参集した場合は、部長又は現地対策本部長の指示に従う。

また、市国民保護対策本部の設置場所については、第2編第1章第7節で定めたとおりとする。

第2節 市国民保護対策本部の組織等

1 市国民保護対策本部（以下「本部」という。）の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

- ① 本部には、部を設置し、組織は別表のとおりとする。
- ② 本部員会議は、本部長、副本部長、主管本部員、本部員で構成し、開催する。

【関連資料】資料6-1 本部員会議構成

(2) 本部長の権限

本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県の対策本部長に対する総合調整の要請

本部長は、県の対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、本部長は、県の対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

本部長は、県の対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(3) 本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

① 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。

② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。

③ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

(4) 現地対策本部の設置

市長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する者をもって充てる。

② 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

ア 住民の避難誘導

イ 避難施設での救援

ウ 被災者の捜索及び救助

エ 道路等必要な応急復旧対策の実施

オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集

カ ボランティアとの連携に関すること

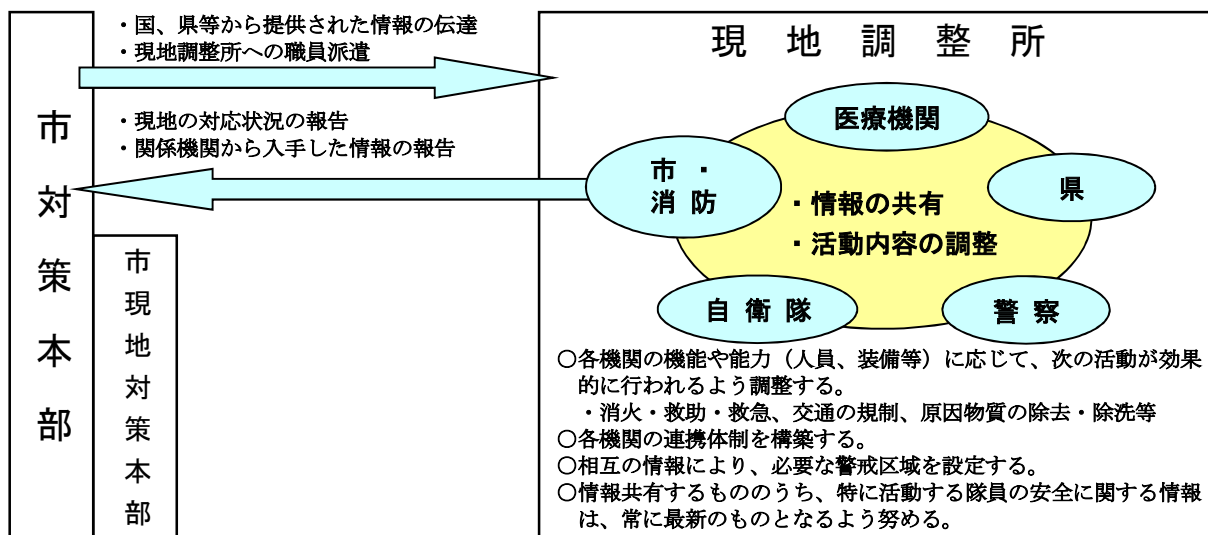
キ その他国民保護措置に必要な事務

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における消防局及び県、警察、自衛隊、医療機関等の関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関によ

り現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編制例】



【現地調整所の性格】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。
- ② 現地調整所は、事態発生時の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、市は、消防局による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させるものとする。

(6) 本部及び本部各部の担当業務について

本部の組織及び事務分掌については、市地域防災計画を基本とするが、国民保護という事態の特性に鑑み、本部及び本部各部の主な担当業務を別表のとおり示す。

【関連資料】資料 6 - 2 さいたま市国民保護対策本部組織図

【関連資料】資料 6 - 3 さいたま市国民保護対策本部組織図(別表)

2 本部員会議の開催場所の決定

(1) 本部員会議は、原則として市役所消防庁舎 3 階災害対策室で開催する。

(2) 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

第 3 節 関係機関との連携体制の確保

1 県・警察との連携

(1) 県との連携

- ① 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。
- ② 市長は、本部設置の指定を受けたときは、速やかに本部を設置する。
- ③ 市長は、本部を設置した旨を知事に報告する。

(2) 警察との連携

市は、本部を設置したときは、県警察さいたま市警察部に通知する。

2 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、本部と現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに本部にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずる。

3 国・県の国民保護対策本部等との連携

(1) 国・県の国民保護対策本部等との連携

市は、県国民保護対策本部等及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。

4 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、要請する理由、活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等

市長は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市長は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

5 国民保護等派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

- (1) 避難住民の誘導
- (2) 避難住民等の救援
- (3) 武力攻撃災害への対処
- (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行う。

- (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

なお、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、市の区域を担当する地方協力本部長又は国民保護協議会委員の自衛隊員を通じて、東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市長は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民

保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、
(1) の職員の派遣について、あつせんを求める。

第4節 市民との連携

市長は、武力攻撃等が発生した場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の内容の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請する。

このため、市長は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、日本赤十字社埼玉県支部、社会福祉協議会などと連携を図る。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第11章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については同第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

第5節 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

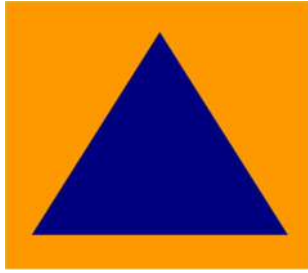
第1節 特殊標章等の交付

- 1 特殊標章等とは、以下のものをいう。
 - (1) 特殊標章
ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。
 - (2) 身分証明書
第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。
- 2 市長及び消防局長(以下「市長等」という。)は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行う者及び使用する場所等を識別させるため、特殊標章等を交付し、使用させる。

交付する者	交付を受ける者
市長	市の職員 消防団長及び消防団員
消防局長	消防職員

- 3 市長等は、その委託により国民保護措置に係る業務を行う者及び国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対して、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用させる。

【特殊標章の図】



- ※オレンジ色地に青色の正三角形
- ・三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書のひな型】

<p style="text-align: center;">表面</p> <div style="text-align: center;"> さいたま市長 </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name</p> <p>生年月日/Date of birth</p> <p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflict (Protocol 1) in his capacity as</p> <p>.....</p> <p>交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry</p>	<p style="text-align: center;">裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%;">髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">血型型/Blood type</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">.....</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information			血型型/Blood type					所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER					印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	髪の色/Hair																				
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information																						
血型型/Blood type																						
.....																						
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER																						
.....																						
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																					

（日本工業規格 A 7（横 74mm、縦 105mm））

第2節 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、衛生部隊又は医療用運送手段等の識別のために定める、信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される、
証明書である。

2 市長は、国が定めた「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に
関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長
官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に
基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章
等を交付し、使用させる。

- (1) 市の管理の下に、避難住民等の救援を行う、医療機関若しくは医療関
係者
- (2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする、医療機関若しく
は医療関係者

【標章の図】



赤十字



赤新月



赤のライオン及び太陽

【身分証明書(医療関係者用)のひな型】

表面

	さいたま市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
常時の PERMANENT for		
臨時の TEMPORARY civilian medical personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格に於いて、1949年8月12日の ジュネーブ条約及び1949年8月12日のジュネーブ条約の国 際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によ って保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue..... 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期限の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

(日本工業規格 A 7 (横 74mm、縦 105mm))

第3節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供する。

- 1 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難施設及び物資集積地における放送や掲示
- 2 防災行政無線による伝達
- 3 広報車による広報

第3章 住民の避難措置

第1節 警報の内容の通知の受入れ・伝達

1 知事からの警報の内容の通知の受入れ方法

都道府県知事は、国から警報の内容の通知を受けた場合には、市町村長に対して直ちにその内容を通知するとされており、市長は以下のとおり通知を受入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

- ① 県からの警報の内容の通知は、総務局危機管理部が受信する。
- ② 総務局危機管理部は、直ちに市長へ報告するとともに、受信した旨を県（危機管理課）へ返信する。

(2) 勤務時間外

- ① 県（宿日直者）からの警報の内容の通知は、当直者が受信し、直ちに危機管理監へ報告する。
- ② 危機管理監は、直ちに市長へ報告するとともに、総務局危機管理部へ指示し、受信した旨を県（宿日直者）へ返信する。

2 市の他の執行機関、消防局への通知

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、消防局、市の他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会）及び議会に対して直ちに警報の内容を通知する。

3 住民等への伝達

(1) 住民への伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して警報の内容の伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

- ① 国民保護に係るサイレン（国が定めた放送方法による。）
- ② 防災行政無線による放送
- ③ 自治会を通じた伝達

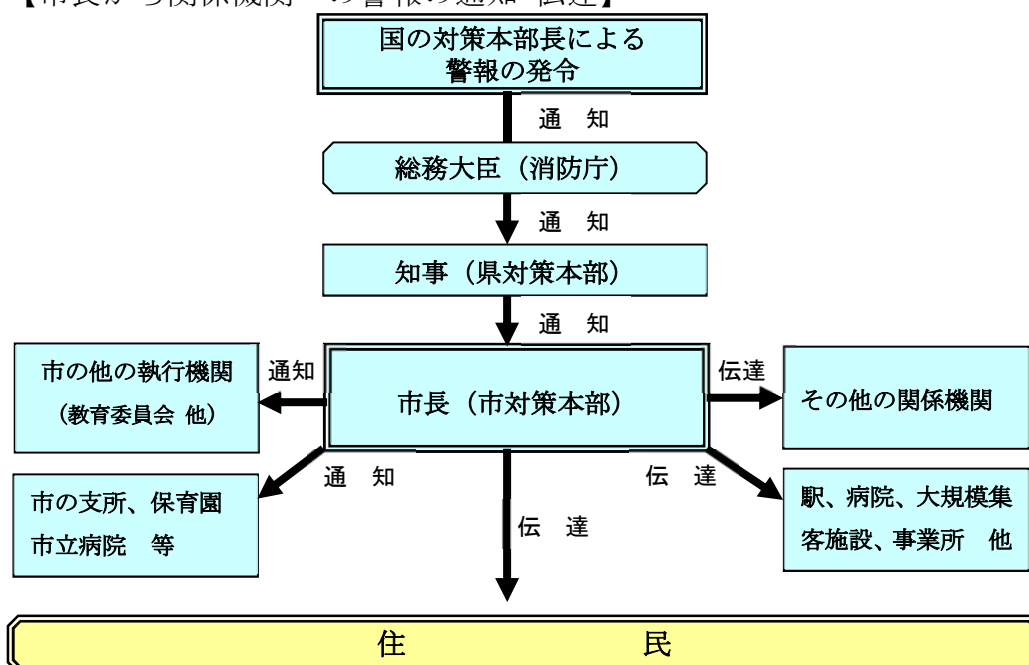
- ④ 広報車
- ⑤ ホームページへの掲載
- ⑥ 公共施設等への掲示
- ⑦ 緊急速報メール
- ⑧ テレビ埼玉データ放送

なお、伝達に当たっては、特に高齢者、障害者、外国人等に配慮する。

(2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市長は、大規模集客施設等の管理者に対して、警報の内容の伝達に努める。

【市長から関係機関への警報の通知・伝達】



4 警報の解除の伝達

市長は、警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。

ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しない。

第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止する

ため、緊急の必要があると認められるときに知事から発令され、市長に通知される。

緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

1 住民等への伝達

市長は、知事から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民及び関係団体等に対して伝達を行う。その手段は、第1節に準じる。

2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市長は、第1節に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。

第3節 避難の指示等

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、総務大臣を経由して知事に対し住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。

知事は、避難措置の指示を受けたときは、関係市町村長を経由して、住民に対し避難の指示をすることになる。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(1) 知事からの指示の受入れ方法

知事からの避難の指示の受入れは、第1節 1 に準じて行う。

なお、知事は、避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて市長に行い、避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。

- ① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、市長を経由して住民に指示する。

② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、市長を経由して住民に指示する。

- ア 主要な避難経路
- イ 避難のための交通手段
- ウ 避難先地域における避難施設

(2) 住民への避難の指示の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を関係機関の意見を聴いた上で、速やかに作成する。

① 避難実施要領の作成

ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第3章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県及び関係機関と必要な調整を行う。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

(ア) 事態の状況、避難の必要性

(イ) 避難誘導の方法

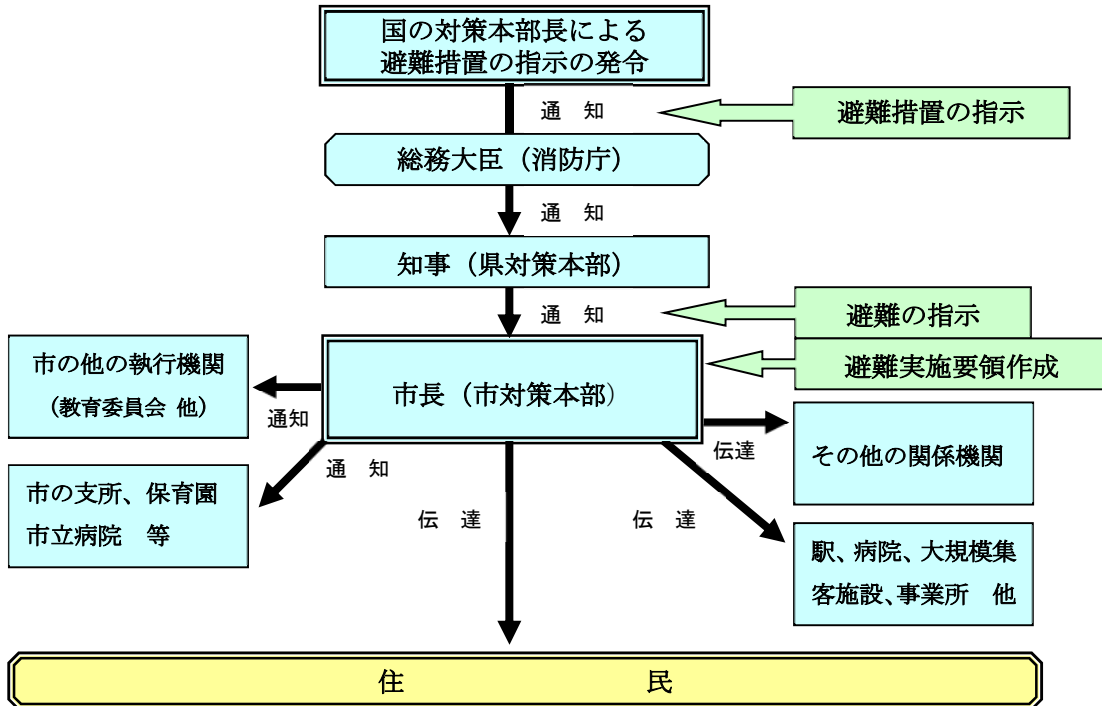
- a 避難誘導の全般的方針（要避難地域・避難先地域を含む）
- b 市における避難誘導の体制
- c 運送手段（要配慮者その他特に配慮を要する者への対応に留意する）
- d 運送拠点（集合場所）への移動（避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点、集合時間を含む）
- e 避難実施要領の住民への伝達
- f 傷病者への対応
- g 避難の完了（要避難地域における残留者の確認方法を含む）
- h 誘導に際しての留意点や職員の心得
- i 住民に周知する留意事項（集合に当たっての留意点を含む）
 - ・避難に際し準備しておく物資等
 - ・避難時の留意事項
 - ・避難中における情報提供元

- j 安全の確保
 - (ウ) 各部の役割
 - (エ) 連絡・調整先
 - (オ) 避難住民の受入・救援活動の支援
 - (カ) その他留意する事項
 - ② 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、住民、要配慮者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。
 - ③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、消防局、他の執行機関、県、警察、自衛隊のほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。
- (3) 避難先地域の通知の受入
本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入は第1節1に準じて行う。
- (4) 避難の指示を周知すべき機関
- ① 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体
 - ② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体
 - ③ 第1編第5章第6節に規定する大規模事業所や大規模集客施設

【市長から関係機関への避難の指示の通知・伝達】



2 市の区域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市の区域を越えて避難を行うことや、逆に他市の住民が本市へ避難してくるなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第3章第6節に基づき確保する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市長は、あらかじめ第2編第3章第6節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

2 運送事業者への協力要請

市長は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第3章第6節により、以下の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の人数

なお、市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

3 運送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次本部に報告する。

(2) 本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行う。

(3) 本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ逐次県国民保護対策本部等に報告する。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第3章第7節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、市はあらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集した上で、避難経路を決定する。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため警察署長に対し、必要な交通規制を要請するものとする。

2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線や緊急速報メール、広報車等を使用して住民に周知する。

3 交通障害物の除去

各道路管理者は、被害状況を把握し、迅速な交通障害物の除去を行う。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員、消防局長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による住民の避難誘導を行うように要請するものとする。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮する。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の求め

市長は、住民の避難の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求めることができる。

3 県、自衛隊、警察からの情報収集、提供

市長は、住民の安全を確保するため、県、自衛隊、警察から武力攻撃等に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら避難誘導を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等に対して、協力を要請する。

5 要配慮者等への配慮

市長は、要配慮者等の避難を万全に行うため、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、障害者団体等と協力して、要配慮者等への連絡及び運送手段の確保を的確に行う。

6 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

7 避難に当たっての留意事項

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難など、国全体としての調整等が必要となることから、国の総合的な方針に基づき対応することになるが、避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

- ① 市は、避難先地域において、避難住民の受入れが完了するまで誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り自治会又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近隣のコンクリート造り等の堅ろうな建物や地下など屋内に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難施設があるのか把握しておく。

ア 屋外にいる場合

(ア) 直ちに近隣の堅ろうな建物や地下など屋内に逃げこむ。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。

(イ) 近くに適当な建物や地下室などが無い場合には、むやみに走り回らず頭を守って伏せる。

イ 屋内にいる場合

(ア) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。

(イ) 基本的に地下に移動する。地下室がない場合には、1階に移動する。

(ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。

(エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうずくまる。

ウ 乗り物の中にいる場合

(ア) 車の中にいる場合

- ・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。
- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物が無い場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。
- ・ 車を置いて避難する場合には、できる限り道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、道路の左側端に沿って）にキーをつけたままロックせずに駐車するなど、緊急通行車両等の通行の妨害とならないようにする。

(イ) 電車内にいる場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。
- ・ 乗務員の指示に従って行動し、むやみに車外に出ない。また、周囲の人たちと協力して行動する。
- ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、県からの避難指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行う。

NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は、以下のとおり。

ア 核兵器の場合

(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに屋外に脱出しない。
- ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

(イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。

- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
- ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取をさける。

また、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等から指示があった場合には、指示に従う。

(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難する。

イ 生物兵器の場合

(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する。

(イ) 屋内では、換気扇・空調を止め、窓を閉めガムテープなどで外気が漏れてこないように室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

(ウ) ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなど、二次感染による被害の拡大防止の措置を講ずる。

ウ 化学兵器の場合

(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

(イ) 外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。

気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように密閉する。

また、換気扇・空調は停止する。

(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動をしない。

(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなど、指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関と連携して安全の措置を講じつつ、適当な避難地に移動等させる。

また、必要に応じて退避の指示や警戒区域の設定等を行う。

ゲリラや特殊部隊がNBC兵器を使用して攻撃した場合の避難については「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、避難を実施する。

なお、時間的に余裕がない場合や一部避難が終了していない場合には、「② 兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。

これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同様であり、市は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、避難を実施する。

【避難措置のパターン】

項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
				兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間		<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。
留意点		<ul style="list-style-type: none"> 広域的、長期的な避難 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻に準じた、広域的、長期的な避難 	<ul style="list-style-type: none"> 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じた避難

項目	類型	弾道ミサイル攻撃からの避難			
		通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学弾頭である場合
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難 			
			<ul style="list-style-type: none"> 核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。
避難時間		<ul style="list-style-type: none"> 極めて短時間で被害が発生することが考えられたため、避難時間はあまりない。 			
避難先		<ul style="list-style-type: none"> 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。 			
留意点		<ul style="list-style-type: none"> ①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定した避難 			
		<ul style="list-style-type: none"> 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。 			
		<ul style="list-style-type: none"> 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避け避難する。 タオルやマスクの使用等、内部被曝を避け避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ガムテープ等で目張り等をする。 	

第8節 避難の指示の解除

市長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常的生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずる。

第4章 避難住民等の救援措置

市長は、知事を経由して国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民・被災者等に対し、関係機関の協力を得て、衣食住や医療の提供などの救援の措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待っていないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

第1節 救援の協力要請等

1 知事、国、日本赤十字社、その他関係機関への協力要請

(1) 知事及び国への協力要請

市長は救援を行うに当たって、必要がある場合には、知事及び国に対し、必要な緊急物資の種類や量のほか、物資の搬入経路等の情報を提供するとともに、専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請する。

(2) 日本赤十字社への協力要請

市長は、救援を行うに当たって、必要がある場合には、日本赤十字社埼玉県支部に対して協力を要請する。

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請

市長は、救援を行うに当たって、必要がある場合には、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して協力を要請する。

第2節 救援の実施

避難住民等の救援は、救援の円滑な実施のため県と事前に活動内容について調整を行うとともに、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。

なお、救援は本来現物給付によるものであることを前提としているが、市長が必要と認めた場合においては、特例的に救援を要する者に対して、金銭を支給して救援を行うことができる。

- 1 収容施設の供与
- 2 食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供

- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府告示第 229 号）」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

① 避難施設の決定

ア 住民が市内又は県内に避難する場合

知事は、避難措置の指示があった場合には、市長又は避難先地域の市町村長と調整し、あらかじめ知事又は市長が指定した避難施設の中から適切な施設を決定する。

イ 住民が県外へ避難する場合

知事は、避難先地域の知事と避難施設について協議する。

避難先地域の知事は、避難住民を受け入れる避難施設を決定し、知事に通知する。

知事は、市長に対し、避難先及び避難施設について通知する。

ウ 県外の住民が市内へ避難してくる場合

要避難地域の知事は、避難先について知事と協議を行う。

知事は、市長の意見聴取を行い、避難住民を受け入れる避難施設を決定し、要避難地域の知事に通知する。

要避難地域の知事は、要避難地域の市町村に、避難施設について通知する。

② 公営住宅、民間賃貸住宅の貸与

市長は、公営住宅及び民間賃貸住宅について、第 2 編第 3 章第 10 節で定めた方法によるほか、以下により空室を確保して、避難住民等に貸与する。

ア 公営住宅の貸与

公営の住宅の空室状況を把握するとともに、公社等に住宅の空室の貸与を依頼し、確保する。

イ 民間賃貸住宅の貸与

関係団体等に対して協力を依頼し、借り上げ等の方法により空室を確保する。

③ 応急仮設住宅等の供与

市長は、第2編第3章第10節によって定めた方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、避難住民等に対して応急仮設住宅等を供与する。

(2) 避難施設の管理者への通知

市長は、避難施設の決定に当たっての知事からの通知を、避難施設の管理者へ伝達する。

(3) 収容施設の運営

① 避難施設の運営

避難施設の運営は、第2編第3章第5節であらかじめ定めた「避難施設の運営マニュアル」に基づき、配置された職員が中心となって、当該施設職員、自治会、ボランティア、避難住民等の協力を得て運営する。

② 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

2 食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与

市長は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食品の給与及び飲料水の供給、生活必需品の給与又は貸与を実施する。

(1) 供給計画の策定

市は、それぞれの避難施設等において、救援に必要な食品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、供給計画を定める。

① 備蓄物資から使用する量

② 市外からの応援物資の量

③ 物資の保管・売渡し等の要請量、要請業者

④ 食品・生活必需品等物資集積地

⑤ 物資集積地までの運送方法、運送体制

⑥ 物資集積地から避難施設等への運送方法、運送体制

⑦ 拠点給水、車両給水の実施方法

⑧ その他必要な事項

(2) 物資集積地

市及び県の物資集積地は、第2編第5章第2節に定めるとおりとする。

(3) 飲料水の供給

① 給水方法

給水に当たっては、避難施設等に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図る。

② 応急給水資機材の調達

応急給水に使用する資機材は、水道総合センター、浄・配水場及び災害用貯水タンクに設置してある簡易防災倉庫に分散備蓄しているほか、不足する場合には、必要に応じ関係機関から調達する。

(4) 事業者への保管・売渡し要請等

市長は、備蓄物資及び応援物資では避難住民等の救援が十分に行われないと認められる場合には、物資の売渡し要請及び物資の保管命令を行う。なお、物資の売渡しについて、正当な理由がないのに当該要請に応じない場合には、物資を収用する。

また、市長は、必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して、物資の売り渡し要請、保管命令、収用を行うよう要請する。

① 売渡しを要請できる物資（以下「特定物資」という。）

下記ア～ケの物資で、生産、集荷、販売、配給、保管、輸送を業とする者が取り扱う物とする。

ア 医薬品

イ 食品

ウ 寝具

エ 医療用具その他衛生用品

オ 飲料水

カ 被服その他生活必需品

キ 収容施設等に係る建設工事に必要な建設資材

ク 燃料

ケ その他救援の実施に必要なものとして内閣総理大臣が定めるもの

② 要請の方法

売渡しの要請は、上記特定物資の所有者に対して文書で行うことを原則とするが、そのいとまがないときには口頭で行い、後日文書を交付する。

③ 収用の方法

市長は、特定物資の所有者が正当な理由がないのに売渡しの要請に応じない場合には、公用令書を交付して特定物資を収用することができる。

④ 物資の保管命令

市長は、緊急の必要がある場合には、公用令書を交付して物資の保管命令を発する。

【関連資料】資料 3 - 6 公用令書様式

(5) 応援物資の集積等

市は、第2編第5章第2節に定める体制に基づき、応援物資を集積及び仕分けをし、配送又は発送する。

(6) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送する物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

市長は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への運送、物資集積地から避難施設までの運送等について要請する。

② 運送実施状況の把握

ア 市長は、要請を行った運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、運送車両の出発時間と到着時間について、逐次本部へ報告を行うよう依頼する。

イ 本部は、運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量について取りまとめ、県国民保護対策本部等へ連絡する。

ウ 本部は、イに掲げる事項及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難施設に連絡を行う。

(7) 緊急物資運送路の確保

① 県国民保護対策本部等との調整

本部長は、緊急物資の運送路を決定する際には県の対策本部長と必要な調整を行う。

② 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難と避難住民等への救援を実施するため、緊急物資の運送路を決定する際には警察と調整を行う。

③ 緊急物資運送路の決定

ア 市は、①及び②に基づき、第2編第5章第1節で定めた「緊急物資運送候補路」の中から、県と協議を行い以下の運送路について決定する。

(ア) 特定物資の保管場所等から物資集積地までの運送路

(イ) 物資集積地から避難施設等救援を行う場所までの運送路

イ 市は運送路を決定したときには、県国民保護対策本部等、県警察さいたま市警察部及び運送事業者に対して通知する。

(8) 受入れを希望する緊急物資情報の発信

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民等が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら又は県国民保護対策本部等を通じて、国民に公表する。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃災害等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

① 消防局の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県等からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行う。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施する。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い弱者を優先する。

ウ 応援の要請

消防局で対処することが困難と認められる場合には、消防相互応援協定等に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

市及び県内の消防機関での対応が困難と認められる場合には、市長は、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を求めるよう、知事に要請する。

② 傷病者搬送の手順

第2編第6章第4節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の判定

救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防局に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防局だけで対応できない場合には、第2編第6章第4節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 市は、重症者などの場合は必要に応じて、県及び警察に対して、ヘリコプターによる搬送の要請を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市及び消防局は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 救護班の編成と医療資機材等の調達

① 救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第6章第2節2により定めた方法により、救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

ア 市長は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合は、知事に備蓄用医療資機材等の提供を要請するとともに、製造販売業者への物資の売渡し要請等を行い、必要数量を確保する。

イ 血液の供給

市は、県及び日本赤十字社埼玉県支部と連携し血液の確保に努める。

【関連資料】資料3-3 県内に所在する血液センター

(3) 医療救護所の設置・運営

救護班を派遣する各機関は、第2編第6章第2節2で定めた方法により、医療救護所を設置・運営するものとする。

(4) NBC災害への対処

市は、核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合は、第2編第6章第2節3により整備した連携体制に基づき対処していくほか、県と連携を図り、専門的知識を有する医療関係者により特別な救護班を編成し、被ばく医療活動等を実施する。

(5) 後方医療体制の確立

市及び救護班を派遣した各機関は、第2編第6章第3節の救護医療機関及び災害拠点病院等と連携しながら初期医療活動を行うものとする。

医療救護所や救護医療機関では対応できない重傷者、高度な治療が必要な患者については、災害拠点病院等の高度医療機関に受け入れを要請する。

(6) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防局と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

- (1) 被災情報等の把握
市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。
収集した情報は、本部で集約するとともに、逐次県国民保護対策本部等へ報告する。
 - (2) 被災地における捜索・救助の実施
 - ① 市及び消防局は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。
また、安全が確保されている場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。
なお、当該協力は、関係機関の自主的な判断に基づくものとする。
 - ② 捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡する。
 - (3) 応援要請
 - ① 市は、市及び消防局では対応が困難と認めるときには、消防相互応援協定に基づき、近隣の消防機関へ応援を要請する。
 - ② 市長は、被災状況が大規模で対応が困難と認めるときには、緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。
また、市長は特に必要と認めるときには防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請するよう知事に求める。
 - (4) 救助資機材の調達
市は、保有している救助資機材では対応が困難と認めるときには、県に救助資機材の調達を要請するとともに、建設業関係団体の協力を得て重機等の資機材を確保する。
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 市は、県、自衛隊、警察と相互に連携しながら、武力攻撃災害により発生した死体の捜索、処理、埋・火葬等を適切に実施する。
- (1) 死体の捜索
市は、警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施する。
ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼する。
 - (2) 死体の処理
上記により発見した死体は、以下の手順により処理する。
 - ① 一時保管
市は、検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

(注) 検視…警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分。

見分…警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分。

検案…医師が死亡を確認すること。埋葬に必要。

- ② 検視（見分）
検察・警察官が、検視（見分）を行う。
- ③ 検案
救護班の医師は、検案を行う。
また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
- ④ 身元確認作業等
市は、死体の状況により身元の特定ができない場合、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。
- ⑤ 死体の搬送
市は、検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体を警察、葬祭業取扱業者等の協力を得て死体収容所へ搬送し、収容する。
- ⑥ 死体収容所（安置所）の開設
市は、葬祭施設や寺院及び被害現場付近の公共施設に死体収容所を開設し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。
また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
- ⑦ 遺留品等の整理
市は、収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

- ① 被害状況の把握
市は、被害の状況を調査し死者数等を把握するとともに、県に報告する。
- ② 埋・火葬の実施
ア 市は、火葬を実施する。
イ 市は、市の火葬場の能力だけでは、火葬の実施が困難な場合には、近隣の火葬場を有する市町村に対して火葬の実施を要請する。

6 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、避難施設において避難住民等のための災害時特設公衆電話、その他の通信施設の臨時設置に努める。

7 被災住宅の応急修理

市は、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

8 学用品の給与

市は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(1) 教科書の調達支給

教科書については、県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、本市が支給する。

(2) 文房具及び通学用品

市は、被害の実情に応じ現物を支給する。

9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

市は、武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と、情報を共有するとともに、相互に連携しながら対処し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図る。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

本部は、武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、県国民保護対策本部等、国の対策本部、警察等から情報の収集に努める。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき、又は消防局等から通報を受けたときは、その内容の調査を行う。

(2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定等

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市長は、第2編第3章第3節に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 住民の退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

なお、市長の退避の指示を待ついとまがないとき、又は要請があったときには、警察官が退避の指示を行う。

これらの者が退避の指示を行うことができない場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が退避の指示を行う。

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に当たっては、あらかじめ定めた方法により、自衛隊等から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第3章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は、必要により警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものとする。

(4) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

2 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況把握

市は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、消防局、県、当該施設の管理者、警察と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

(2) 消防機関による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察その他の行政機関に対し、支援を求めるものとする。

また、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

市は、危険物質等の状況について「2 (1) 生活関連等施設の状況把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

【関連資料】資料4-2 危険物質等取扱者に対する措置

4 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、被害状況に応じて、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市及び消防局は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

【関連資料】資料4-3 さいたま市消防局NBC災害対応装備保有状況

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市長は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部等との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、知事等に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。

(4) 汚染原因に応じた対応

市及び消防局は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、情報収集などの活動を実施する。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

② 生物剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、消防局、警察等関係機関と調整しつつ、次に掲げる措置を行う。

- ① 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。
- ② 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。
- ③ 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。
- ④ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- ⑤ 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。
- ⑥ 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防局長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難施設が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第6章第5節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。

第4節 動物保護対策の実施

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、

農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」(資料4-6参照)を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。

- 1 危険動物等の逸走対策
- 2 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物処理対策の実施

1 廃棄物の処理

市長は、武力攻撃災害発生時において、その特殊性に配慮しながら市地域防災計画環境部災害対応マニュアルに準じて廃棄物対策を実施する。

2 廃棄物処理の特例

市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、特例基準により廃棄物の処理等を行わせることができる(以下このような業者を「特例業者」という)。また、特例業者が特例基準に適合しない廃棄物の処理等を行った場合は、当該特例業者に対し、廃棄物の処理等の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

3 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、市地域防災計画環境部災害対応マニュアルに準じて、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬につとめ、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第8章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなど、収集した情報を市民に提供する。

【関連資料】 資料4－7 被災情報報告様式

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

市長は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を知事に報告する。

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

(1) 避難施設等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した住民に関する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

【関連資料】

資料 3-7-① 様式第 1 号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

資料 3-7-② 様式第 2 号 安否情報収集様式（死亡住民）

資料 3-7-③ 様式第 3 号 安否情報報告書

2 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

3 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、市ホームページ、電話及び F A X 等を住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口にて、総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及び F A X での照会も受け付ける。
- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。
ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

【関連資料】 資料 3-7-④ 様式第 4 号 安否情報照会書

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそ

れがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か

② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【関連資料】 資料 3-7-⑤ 様式第 5 号 安否情報回答書

(3) 個人情報の保護への配慮

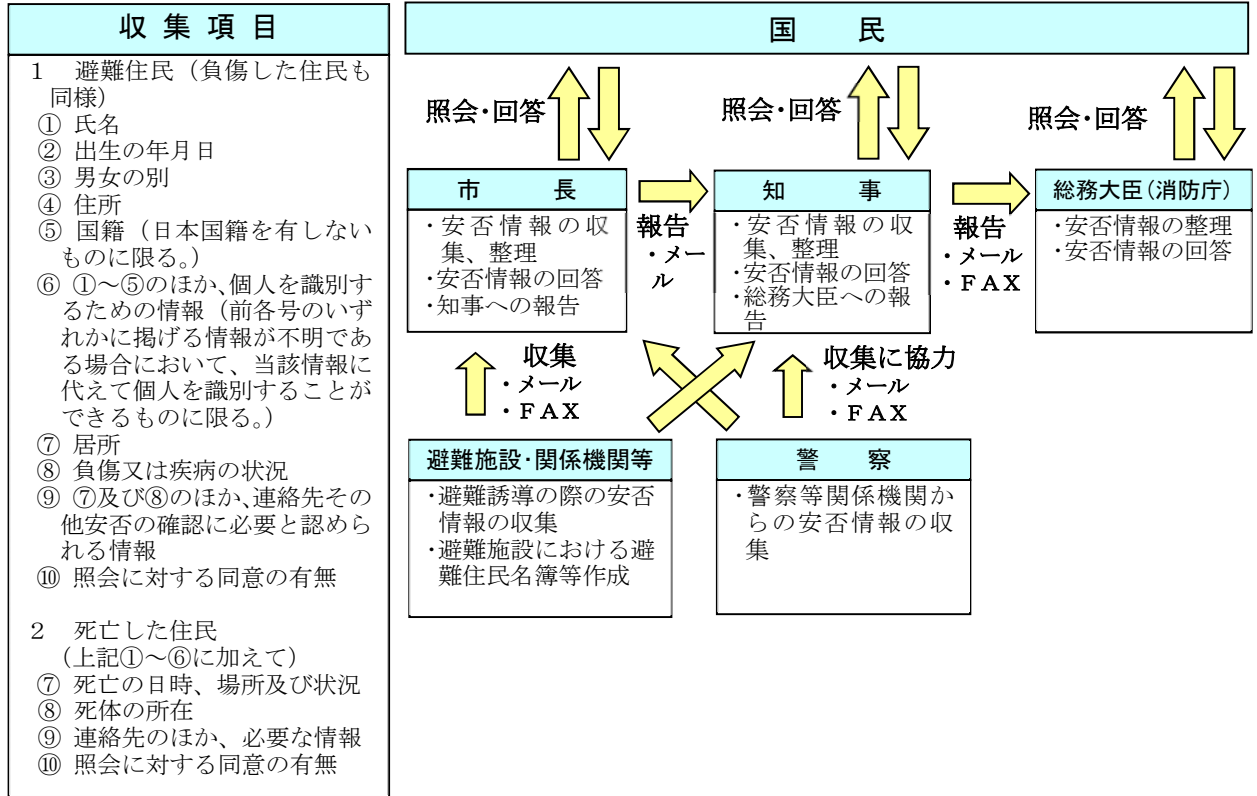
① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

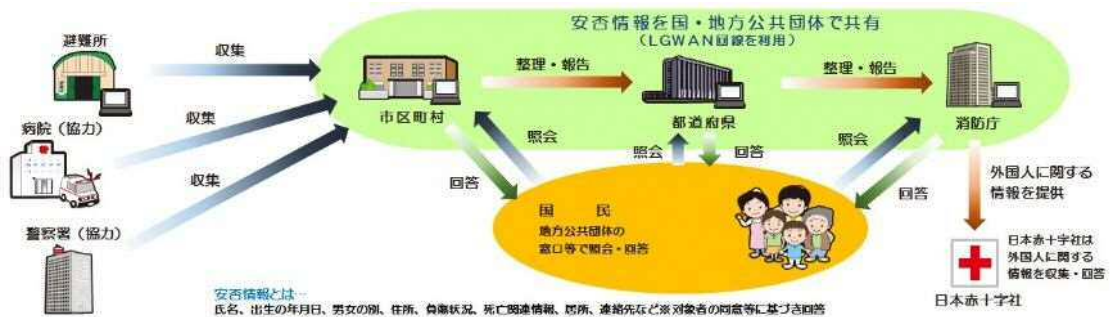
4 外国人に関する安否情報

市長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



【武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム】



第3節 国民保護措置従事者の安否情報の把握

市は、国民保護措置従事者の安否情報を把握する。

第4編 市民生活の 安定編

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、市民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、同時に市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

市は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみに対して、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」、「国民生活安定緊急措置法」、「物価統制令」及び「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、法令で定める事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施するとともに、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

1 国民生活安定緊急措置法に基づく措置

- (1) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表
- (2) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表
- (3) 上記(1)及び(2)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問

2 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく措置

- (1) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査
- (2) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示

- (3) 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令
- (4) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知
- (5) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問

3 物価統制令に基づく措置

- (1) 統制額を超える契約等に対する例外許可
- (2) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可
- (3) 物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令、業務の状況若しくは帳簿書類等の検査

4 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく措置

- (1) 上記法律に基づく対応がなされる場合を除き、適正な価格による販売の勧告及び適正な価格での売渡し勧告
- (2) 必要に応じて生活必需物資の価格動向調査の実施及び公表

5 情報提供及び相談窓口・情報収集窓口の設置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施する。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努める。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、その所管する河川管理施設、道路、上下水道などの施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮できるよう、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

また、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者との連携体制の確立に努める。

第4章 応急復旧措置の実施

市は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講ずる。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定して、応急復旧措置を実施する。

この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り事業期間の短縮に努める。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、県にその状況を連絡する。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求める。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努める。

6 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生した場合は、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生した場合は、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

第5編 財政上の措置編

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償等

第1節 損失補償

- 1 県は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
 - (1) 特定物資の所有者が、正当な理由がないのに売渡し要請に応じない場合で、救援を行うため必要があると認めるときに、物資を収用する場合
 - (2) 特定物資を確保するため緊急の必要があると認められる場合で、生産、集荷、販売、配給、保管又は運送を行う者に対して、物資の保管命令を命じた場合
 - (3) 避難住民等に収容施設を供与し、又は医療の提供を行うことを目的とした臨時の施設を開設するため、土地、家屋、物資を使用する場合
- 2 県及び市は、以下の処分を行ったときには、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。
 - 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合

第2節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第2章 損害補償

1 県及び市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力した者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害を補償する。

損害補償の対象となる協力は、以下のとおりである。

- (1) 住民の避難誘導への協力
- (2) 救援への協力
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (4) 保健衛生の確保への協力

2 県は、医療の実施の要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等をしたときは、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、損害を補償する。

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 県及び市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずる。
- 2 県及び市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農業従事者及び中小企業に対する設備復旧資金等の融通が図られるよう必要な措置を講ずる。
- 3 県及び市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広報紙等により周知するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管する。

第 6 編 緊急対応事態 対応編

第6編 緊急対処事態対処編

第1章 緊急対処事態

市は、緊急対処事態においては、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、原則として第2編から第5編に定めるところに準じて実施する。

なお、緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市長は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて行う。

第2章 想定する緊急処理事態

国は、基本指針において、緊急処理事態として4事態を想定している。

また、県も県国民保護計画において、県の地理的、社会的特性等を考慮し3事態を想定している。

市は、これらの事態を参考とし、市の地理的、社会的特性等を考慮した上で、想定事態として当面以下の4例を設定し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「さいたま市職員のための国民保護実施参考マニュアル」を適宜修正し、活用する。

1 想定する事態

- (1) 大規模集客施設等において生物剤、又は化学剤が散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態
- (4) 都心においてテロが発生した事態

【参考】用語集

用語集

あ

用語	解説
NBC攻撃 (エヌ・ビー・シー攻撃)	核兵器 (Nuclear weapons)、生物兵器 (Biological weapons)、化学兵器 (Chemical weapons) を使用した攻撃のことをいう。
NBC災害	NBC攻撃によって引き起こされた、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のことをいう。
Em-Net (緊急情報ネットワークシステム)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用して、国 (官邸) と地方公共団体、指定行政機関、及び指定公共機関との間で緊急情報の通信を行うシステム。メッセージを強制的に相手側端末に送信し、配信先端末では強制的にメッセージが着信すると同時にアラーム音が鳴り注意喚起を促す仕組みとなっている。主に緊急時に大量の文書を迅速・確実に送達するために用いる。
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か

用語	解説
核燃料物質	原子力基本法第3条第2号に定めるもの。 ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であって、政令で定めるものをいう。
基本指針 (国民の保護に関する基本指針)	政府が、武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関しあらかじめ定める基本的な方針のことをいう。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。
緊急処理事態対処方針	緊急処理事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。
緊急処理事態対策本部 (国)	緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。

用語	解説
緊急対処保護措置	<p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する、事態対処法第 22 条第 3 項に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。</p>
緊急物資運送候補路	<p>市は、武力攻撃事態発生時における緊急物資の運送のため、住民の避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、下記（１）～（３）の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくこととしている。</p> <p>（１）道路、鉄道を利用した陸上運送 （２）着岸施設を利用した河川運送 （３）ヘリポート等を利用した航空運送</p>
国民保護法	<p>法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。</p> <p>武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。</p>
国民保護協議会	<p>都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関をいう。</p>
国民保護計画	<p>政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。</p> <p>県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県計画と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村計画は都道府県知事にそれぞれ協議することになる。</p>
国民保護業務計画	<p>指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画で、各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定める。</p> <p>業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになる。</p>

用語	解説
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。
国民保護対策本部	国民保護対策本部は、都道府県及び市町村が実施する都道府県及び市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行なう。

さ

用語	解説
災害拠点病院	救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	地震や弾道ミサイルなど対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、通信衛星を用いて国（内閣官房・気象庁）から情報を送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するなどして、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
指定行政機関	内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもので、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。平成31年4月現在で、116機関が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。

用 語	解 説
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。</p> <p>埼玉県では平成 31 年 4 月現在、42 事業者を指定している。</p>
事態対処法	<p>法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」で、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に施行された。また、平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称された。</p> <p>武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</p> <p>この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連七法が整備された。</p>
ジュネーヴ諸条約	<p>1949年にスイスのジュネーヴで締結された諸条約のこと。</p> <p>戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の傷病兵の保護に関する第 1 条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第 2 条約 ・捕虜の待遇に関する第 3 条約 ・文民の保護に関する第 4 条約 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書） ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）

用語	解説
生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

た

用語	解説
対策本部長（国）	<p>事態対処法第 10 条に定める「事態対策本部」又は同法第 23 条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいいます。</p> <p>対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</p>
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。対処基本指針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。
対処措置	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。</p> <p>(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことをいう。</p>
ダーティボム （汚い爆弾）	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾のこと。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
トリアージ	トリアージとは、負傷者を重症度、緊急度などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は

用 語	解 説
避難住民等	避難住民及び被災者のことをいう。
避難先地域	<p>住民の避難先となる地域のことをいう。(住民の避難の経路となる地域を含む。)</p> <p>対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。</p>
避難実施要領	<p>避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定める要領のことをいう。</p>
避難施設	<p>住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、市長があらかじめ指定した施設のことをいう。</p> <p>なお、市地域防災計画では、「避難場所」としているが、本計画では、国民保護法の規定に合わせ避難施設と表記する。</p>
武力攻撃	<p>我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。国又は国に準ずる者による組織的・計画的な武力の行使をいう。</p>
武力攻撃災害	<p>武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のことをいう。</p>
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。</p>
武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態と武力攻撃予測事態のことをいう。</p>
武力攻撃事態等対策本部	<p>対処基本方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織をいう。</p> <p>国の行政機関が実施する対処措置を統括するだけでなく、地方公共団体や指定公共機関の実施する対処措置についても総合的に推進する。</p>
武力攻撃予測事態	<p>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。</p>

ゆ

用 語	解 説
有事関連三法（武力攻撃事態関連三法）	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法又は武力攻撃事態対処法） ・安全保障会議設置法の一部を改正する法律 ・自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律 <p>の三法を指す。</p>
有事関連七法	<p>武力攻撃事態対処法の規定を受け、平成 16 年 6 月 14 日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。</p> <p>有事関連七法は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法） ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法） ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法） ・自衛隊法の一部を改正する法律 ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法） ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法） ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）
要配慮者	<p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 <p>例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>

用 語	解 説
要避難地域	住民の避難が必要な地域のことをいう。 対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

さいたま市国民保護計画
令和2年2月変更

さいたま市総務局危機管理部危機管理課

電 話 : 048-829-1125

F A X : 048-829-1936